甲州市奨学金返還支援補助金交付要綱

令和８年４月１日
告示第７９号

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市における若年層の就労促進及び経済的負担の軽減を図ることにより定住を促進するため、甲州市奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、甲州市補助金等交付規則（平成１７年甲州市規則第４９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　大学等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）、専門職大学及び専門職短期大学をいう。

（２）　高校等　学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、専修学校（高等課程に限る。）及び特別支援学校（高等部に限る。）をいう。

（３）　就労等　次のいずれかに該当することをいう。

ア　期間の定めのない労働契約により就労していること。

イ　自ら事業を営んでいること。

ウ　個人事業主の事業専従者として従事していること。

（４）　定住　本市の住民基本台帳に記録され、本市を生活の本拠地としていることをいう。

（補助対象となる奨学金）

第３条　補助金の交付の対象となる奨学金（以下「対象奨学金」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　独立行政法人日本学生支援機構法(平成１５年法律第９４号)第１４条第１項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金

（２）　前号に掲げるもののほか、市長が認める貸与型奨学金

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、大学等又は高校等に在学している期間中に対象奨学金の貸与を受け、その貸与終了後に当該奨学金を返還している者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　本市に定住していること。

（２）　第７条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）において、満３５歳未満であること。

（３）　申請日から５年以上継続して定住する意思を有していること。

（４）　就労等していること。

（５）　市税及び対象奨学金の返還金を滞納していないこと。

（６）　対象奨学金の返還に関し、国、地方公共団体その他の団体からこの要綱と同趣旨の補助等を受けていないこと。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請日の属する年度の前年度の１月１日から１２月３１日までの間に補助対象者が支払った対象奨学金の返還額とする。

２　前項の規定にかかわらず、繰上げ返還等により増額した額及び対象奨学金の返還に係る利息相当額は、補助対象経費に含めないものとする。

３　補助対象経費の対象となる期間は、補助対象者１人につき補助金の交付対象となる対象奨学金の返還を行った月について通算して６０月を限度とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、一の年度において１２万円を上限とする。

（補助金の交付申請兼実績報告）

第７条　規則第２条の規定による申請は、市長が別に定める日までに、甲州市奨学金返還支援補助金交付申請兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、第１号に掲げる書類は、初回の申請時に限り提出するものとする。

（１） 対象奨学金の貸与機関が発行する貸与を証する書類の写し

（２） 補助対象経費の支払額が確認できる書類

（３） 就労等の状況が確認できる書類

（４） 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、規則第６条の規定による実績報告とみなす。

（補助金の交付決定及び額確定通知）

第８条　規則第３条の規定による通知は、甲州市奨学金返還支援補助金交付決定兼額確定通知書（様式第２号）により行うものとする。

２　前項の規定による通知は、規則第７条の規定による通知とみなす。

（電子情報処理組織による申請等）

第９条　市長は、第７条の規定による交付申請等については、甲州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１７年甲州市条例第６号）第３条に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。